

国立国会図書館複写規程

(平成十四年三月三十一日国立国会図書館規程第一号)

(複写料金)

第一条 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十一条第二項に規定する複写料金の額を定めるときは、官報により公示するものとする。

(委託する事務の範囲)

第二条 法第二十一条第三項の規定により委託することができる複写事務は、同条第一項第一号に規定する複写に関する事務から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十一条に規定する要件に関する審査に係る事務を除いた事務とする。

(複写事務の委託方法)

第三条 法第二十一条第三項の規定による複写事務の委託は、次の各号に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成することにより行うものとする。

- 一 委託契約の期間及び委託契約の解除に関する事項
- 二 委託に係る複写事務(以下この条において「受託事務」という。)の実施方法に関する事項
- 三 受託事務の実施に必要な国立国会図書館の設備及び物品の使用並びに光熱水料の負担に関する事項

四 受託事務に係る収入及び支出の経理に関する事項

五 館長に対する受託事務の実施状況(前号に規定する経理を含む。)の報告に関する事項

六 受託事務の実施に際して知り得た個人を識別することができ
る情報の取扱いに関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、受託事務の実施のために館長が
必要と認める事項

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、法第二十一条第一項第一号に規定する複写に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六号)の施行の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

(施行の日)平成十四年四月一日、規定する日平成十四年十月一日)

2 国立国会図書館複写規程(昭和二十八年国立国会図書館規程第三号)は、廃止する。